

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

愛称：
マイナちゃん



行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きに、マイナンバーが必要になります

学生
奨学金の申請時に貸与元の機関へ

就労
源泉徴収票の作成や雇用保険などの手続きで勤務先へ
アルバイトを始める時にバイト先へ

結婚子育て
児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合へ

退職後など
福祉や介護の手続きで市区町村へ
パートを始める時にパート先へ
資産運用の手続きで銀行や証券会社へ

他にも、こんな場面でマイナンバーを使います。

雇用保険の失業等給付の手続きでハローワークへ

災害時の支援制度を利用する時に市区町村へ

生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ

国外送金や国外から受金する時に銀行や郵便局へ

年金給付の手続きに日本年金機構へ

※日本年金機構のマイナンバー利用開始は延期されています。

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
平成元年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月 発行 〇〇市長 123456789

マイナンバーカード
番号 花子
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇号
平成28年3月31日生 平成28年3月31日現在 〇〇歳
〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号
〇〇市長 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号
〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号
〇〇市長 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇号

(申請)

通知カードに同封された申請書を郵送すること等により、「マイナンバーカード（個人番号カード）」の交付を受けることができます（無料）。

※ 番号確認と身元確認がこれ1枚でOKです！
※ 公的な身分証明書として利用できます。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じています。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178 (マイナ -)

